

VIII - 3. 行政処分の附款

講義で「行政処分の附款」について独自にとりあげる時間はないので、レジュメを配布するにとどめる。なお、櫻井・橋本p.106以下、宇賀 I p.94以下参照。

1、附款とは

行政処分の法律上の効果を制限するために行政庁が付す、付加的な規律を附款という。法律では「条件」という用語が用いられることが多いが、学説では次のように区別している。

cf. 伝統的には「行政行為の効果を制限するために、主たる意思表示に附加された従たる意思表示」と説明された（田中二郎など）。

2、附款の種類

(1) 条件(停止条件と解除条件)

行政処分の効力の発生又は成立を、発生の不確実な事実にかからしめること。

①停止条件とは、条件成立の時まで効力の発生を停止する。

例：会社の設立を条件に道路の占用許可を出す。

②解除条件とは、条件成立の時に効力を消滅させる。

例：一定期間に工事に着手しなければ許可の効力を失効させる。

(2) 期限

行政処分の効力の発生又は成立を発生の確実な事実にかからしめること。

①始期とは、事実発生の際に効力が生じる時点

例：〇〇年4月1日より有効とする。

②終期とは、事実発生の際に効力が消滅する時点

例：〇〇年12月31日まで有効とする。

相手方の死亡をもって失効する（不確定期限）

(3) 負担

負担とは行政処分の主たる効果に付加して、義務（作為、不作為）を課すこと。

負担の履行の有無は行政処分の効力の発生消滅消長には関係しない（ここが条件と違うところ）。但し、負担の不履行が撤回の理由となることはありうる。

以前に配布した集団示威行進（デモ行進）許可証の条件に「蛇行進、渦巻行進、いわゆるフランスデモ……をしないこと」と書いてあるが、これは負担の例である。

(4) 撤回権の留保

行政処分をするにあたって、行政庁が当該処分を撤回をすることがあることを予め宣言しておくこと。但し、撤回権発動のためには、それを正当とする具体的理由が必要であって、単なる撤回権の留保は法的意味を持たない「例文」とされることがある。

(5) 法律効果の一部除外

①法律効果の一部除外（例えば、限定運転免許など）。

従来は附款の一種であるとされていたが、最近では、行政処分の効果そのものである。

って、附款ではないと解する見解もある。

②法律効果の一部除外は、法律の明文の根拠が必要であるとされている。

3、法定附款

行政庁の意思表示としてなされる附款ではなく、法律自体が条件や負担を課していることがある。これを法定附款という。従来は、附款の一種として説明してきたが、正確には附款というより、行政処分法律効果そのものである。

(例) 土地収用法 § 29：事業認定の告示があった日から1年以内に収用裁決の申請をしないときは、事業認定は将来に向かって失効する。

4、附款の限界

①法律の根拠の要否：通説は、行政庁はその裁量の範囲内で附款を付すことができると解している。但し、附款（法令用語としては「条件」）を付すことができる旨規定している例は少なくない。例えば、廃棄物処理場許可に関する廃棄物処理法の § 8の2④、同法 § 15の2④など。

②処分の性質上、あるいは当該処分に関する法制度上、附款を付すことのできない処分もある。帰化の許可に条件は付せられないと解される。また、通説は建築確認を講学上の「確認行為」と解しているので、法律上の効果を制限する附款はその性質上付せられないことになる。しかし、許可行為と解するとしても、建築確認は羈束行為（裁量の余地のない行為）であるので附款を付すことはできないと解されている。

一般に許可は羈束行為であるものが多いが、許可処分を行うかどうかの裁量はない（つまり許可要件を満たせば許可しなければならない）とされていても、それに附款を付すことが認められる例は少なくない（開発許可など）。すなわち、許可をするかどうかに関する裁量の有無と、どのような内容の許可をするかの裁量の有無は別々に検討されなければならない。また、運転免許のように附款（眼鏡等）を付すべき要件と内容が決まっている場合もある。

③法律の趣旨に反したり、裁量権の濫用となる附款（比例原則に違反する附款など）は、違法である。

5、附款と争訟

附款を行政処分本体と可分であるときは、附款だけの取消を求めることができるが、附款と行政処分本体が不可分一体の場合は、附款のみの取消は許されないと解されている（後者の例として、次の6①判決）

6、附款が違法とされた事例

①労働委員会が救済命令をするに当たり、労働者に一定の行為をすることを条件とすることはできない。東京地裁昭和46.8.6判決（労民22-4-731、判タ270-298）

これは公共企業体等労働委員会が、労働組合側にも行きすぎた行為があったことを認定して、組合が遺憾の意を表明することを停止条件として救済命令を出した事件。判決は、本条件は違法であり、それは救済命令全体の違法を招来するとして、救済命令それ自体を取り消した。但し、差戻控訴審である東京高裁昭和53.4.27判決（労民29-2-262、訟月24-6-1278）は本件条件を適法とした。

②消防法の危険物取扱所変更許可処分について、隣接住民の同意書を提出することを附款とすることは許されないとした事例。神戸地裁昭和50.9.12判決（民集36-6-1155、

行集26-9-983)、大阪高裁昭和52.10.28判決(民集36-6-1161、行集28-10-1190、判時915-40)。

③デモ行進の許可に付された条件(ジグザグ行進禁止や進路変更)を違法とした事例は少なくない。例えば東京高裁昭和51.3.25判決(行集27-3-375、判タ334-121)。

※改正前行政事件訴訟法の時であるが、デモ行進の許可申請に対して、一部ルート(国会前付近)についてデモ行進を認めなかったことがある。行政庁(東京都公安委員会)は条件付き許可とか一部不許可とか行ったが、これに対し、東京地裁はその執行停止を認めて国会前でもデモ行進をしてよいといった。国会前のデモ行進は認めないという部分の執行停止をしたら国会前のデモ行進が許されることになるのだろうか。申請のあった状態に戻るだけではないだろうか。裁判所はどんなロジックを使ったのだろうか。今ならどのような訴訟と仮救済が可能だろうか。(ついでにいうと、本件は執行停止決定に対する内閣総理大臣の異議が出された事件としても著名である。すなわち、東京地裁の執行停止決定に対し、時の佐藤栄作内閣総理大臣が行政事件訴訟法§27①により異議を述べ、東京地裁は同④によりこの決定を取り消した。)

考えてみてください。

自動車免許証の有効期限、許可の条件等において「眼鏡等」、「オートマチック車に限る」というのは、何にあたるのだろうか。

オートマ限定普通自動車免許で、大型車を運転する場合と、マニュアルシフト普通自動車を運転する場合とでは、どのような違いがあるか。

公共施設利用許可に、使用開始前の日付を指定して、「この日までに使用料を支払うこと。支払がなかった場合、許可は効力を失う。」というものは、何に当たるか。もし「期日までに使用料の納付がないときは、許可を取り消します。」と書いてあったらどうか。

近隣住民の同意書を提出しないと許可しないというのは、附款か。

一般職公務員の採用はすべて条件付きのものであるが(国家公務員法§59①参照)、これは附款のいずれに該当するか。